

## ○所沢市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商業振興対策の一環として、商店街等が実施する共同施設整備事業（ハード事業）、共同事業（ソフト事業）及び照明施設等の維持管理に要する経費に対して予算の範囲内において補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「商店街等」とは、次のいずれかに掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合
- (3) 一定の地域において、共同事業活動を行うため、おおむね10店舗以上の商店により構成された団体であって、規約等の定めがあるもの
- (4) その他市長が認める団体

2 この要綱において「共同施設整備事業（ハード事業）」とは、別表第1に掲げる事業をいう。

3 この要綱において「共同事業（ソフト事業）」とは、別表第2に掲げる事業をいう。

4 この要綱において、「照明施設等の維持管理」とは、商店街等が、設置し、及び維持管理している街路灯、アーチ及びアーケード等（これらに付帯する施設を含む。）に係る電気料を負担することをいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業は、共同施設整備事業（ハード事業）、共同事業（ソフト事業）及び照明施設等の維持管理とする。

2 補助対象事業の内容、補助要件、補助率及び補助限度額は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げるとおりとする。この場合において、補助対象事業が国又は埼玉県の定める補助金交付要綱等の適用を受け、当該要綱等に基づき市を通じて交付されるときは、その補助金の額をこの要綱の規定により算出した補助金の額に併せて交付す

るものとする。

- 3 補助対象経費は、別表第3及び別表第4に掲げるとおりとする。
- 4 別表第1、別表第2及び別表第3に基づき算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 商店街等は、補助対象事業の実施に当たり、二酸化炭素排出量削減、プラスチックごみ削減、節電等に努め、地球環境への負荷を軽減するように配慮しなければならない。

(申請手続)

第4条 商店街等は、補助金の交付を受けようとするときは、所沢市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 商店街等の規約及び名簿
- (2) 商店街等の決算書
- (3) 見積書(照明施設等の維持管理に要する経費については、領収書)その他補助対象経費を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、商店街等から前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、所沢市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により商店街等に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定に当たり、補助金の適正な交付を図るため、必要があるときは補助金の交付申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付することができる。

(事業変更の承認)

第6条 補助金の交付決定を受けた商店街等は、次の各号のいずれかに該当するときは、所沢市魅力ある商店街創出支援事業変更申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費の変更を行うとき。
- (2) 共同施設の基本構造又は品目を変更するとき。
- (3) その他第4条の申請書の内容に著しい変更があったとき。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた商店街等は、事業が完了したときは、所沢市魅力ある商店街創出支援事業実績報告書(様式第4号)を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、照明施設等の維持管理に係るものは除く。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、商店街等から前条の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容と適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し所沢市魅力ある商店街創出支援事業補助金確定通知書(様式第5号)により商店街等に通知するものとする。ただし、照明施設等の維持管理に係るものは除く。

(補助金の交付請求)

第9条 商店街等は、補助金の支払を受けようとするときは、所沢市魅力ある商店街創出支援事業補助金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付時期)

第10条 市長は、商店街等の事業完了後において、商店街等からの請求に基づき、補助金の確定額を交付する。ただし、事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(重複補助の禁止)

第11条 市長は、商店街等が実施する共同施設整備事業(ハード事業)、共同事業(ソフト事業)及び照明施設等の維持管理に要する経費について、市が実施する他の制度による補助金等の交付を受ける場合は、この要綱に基づく補助金の交付は行わないものとする。

(補助金の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた商店街等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により既に交付した補助金を返還させるときは、所沢市魅力ある商店街創出支援事業補助金返還命令書（様式第7号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産の処分制限）

第13条 補助金の交付を受けた商店街等は、この事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、商店街等が補助金の全部に相当する金額を市に納付したとき、又は市長が適当と認める期間を経過したときは、この限りでない。

（関係書類の整備）

第14条 補助金の交付決定を受けた商店街等は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間とする。

（検査等）

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、商店街等に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は職員に關係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

（令和2年度の補助金の特例）

3 令和2年度の補助金に限り、照明施設等の維持管理に係る補助率及び補助限度額については、別表第3中「1/2」とあるのは「10/10」と、「100万円」とあるのは「200万円」とする。

附 則（平成23年 3月31日）

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則（平成24年 3月30日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の所沢市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成25年 3月29日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年 3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の要綱の様式により作成された用紙については、当分の間これを補正して使用することができる。

附 則（平成26年 3月31日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、同年 3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の要綱の様式により作成された用紙は、当分の間これを補正して使用することができる。

附 則（平成27年 3月27日）

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則（平成28年 3月18日）

この要綱は、平成28年 3月31日から施行する。

附 則（平成31年 3月31日要綱）

この要綱は、平成31年 3月31日から施行する。

附 則（令和 2年 5月13日要綱）

この要綱は、令和 2年 5月13日から施行する。

附 則（令和 3年 3月29日要綱）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月29日要綱）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の所沢市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和4年3月30日要綱）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則（令和7年3月21日要綱）

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）  
共同施設整備事業（ハード事業）

事業名	補助事業の内容	補助要件	補助率	補助限度額
基盤整備事業	次に掲げる施設の設置及び改修 （1） 街路灯・アーチ （2） モニュメント・案内板・イルミネーション装飾 （3） カラー舗装 （4） 花壇・プランター （5） ベンチ （6） 駐車場・駐輪場 （7） アーケード （8） 公衆トイレ （9） 休憩施設 （10） 防犯カメラ （11） その他（商店街等の環境整備に係る常設施設・備品）	1 街路灯（LED、太陽光発電等環境に配慮したものに限る。以下同じ。）の設置数は10基以上とし、原則として30メートル以内のおおむね等しい間隔で設置するものとする。 2 アーチは、原則として商店街等の入口と出口に設置するものとする。 3 イルミネーション装飾は、常設、固定型のものとする。 4 カラー舗装は、インターロッキング材又はこれと同等程度の材料による舗装整備とする。 5 街路灯・アーチの改修要件は、灯具・支柱・プレートの取替え、補強、塗装等とする。 6 （6）～（9）については、その目的が買物客の利便に供するためであること。	補助対象事業費の1／3以内	設置の場合 3,000万円 改修の場合 600万円
情報発信施設整備事業	次に掲げる施設の設置及び改修 （1） 放送施設 （2） 共同広告灯 （3） 共同看板	災害報道等の公共の緊急放送及び放映には積極的に協力すること。	補助対象事業費の1／3以内	設置の場合 3,000万円 改修の場合 500万円
ユニバーサル・デザイン整備事業	次に掲げる施設の設置及び改修 （1） 店舗と歩道との段	ユニバーサル・デザインを商店街等で実施するため、商店街等全域で取り組むものであること。	補助対象事業費の1／3以内	3,000万円

	差解消 (2) 障害者用トイレ			
イメージアップ関連施設整備事業	次に掲げる施設の設置及び改修 (1) 景観統一施設 (2) サービス券発行機器	1 景観統一施設は、おおむね10店以上の一斉整備であること。 2 サービス券発行機器は、原則として商店街等が保有し、及び維持管理するものであり、10店以上の加盟店があること。	補助対象事業費の1/3以内	設置の場合 2,000万円 改修の場合 500万円
地域資源整備事業	商店街等にある空き店舗・民家等を以下の施設とするための改修 (1) チャレンジショップ (2) 観光案内所 (3) ギャラリー (4) 特産物直売所 (5) 子育て支援施設 (6) 高齢者支援施設 (7) その他商店街等活性化施設	1 商店街等のにぎわいを創出する事業であること。 2 2年間以上の事業継続が可能なこと。	補助対象事業費の1/3以内	500万円
その他	市長が必要と認める施設の設置及び改修		補助対象事業費の1/3以内	設置の場合 2,000万円 改修の場合 500万円

別表第2（第2条、第3条関係）  
共同事業（ソフト事業）

事業名	補助事業の内容	補助要件	補助率	補助限度額
販売促進事業	次に掲げる事業の実施 （1） 共同売出し （2） 共同宣伝 （3） 共同装飾 （4） サービス券発行 （5） 商品券発行 （6） 商店街等案内人の設置	サービス券及び商品券発行は、印刷に係る経費を対象とする。	補助対象事業費の1/3以内	27万円 常設でないイルミネーション装飾については100万円
	次に掲げる施設の借上げ （1） 駐車場 （2） 駐輪場	買物客の利便に供するものであること	補助対象事業費の1/3以内	1年度当たり27万円
情報発信事業	次に掲げるものの作成 （1） 商店街等のホームページ （2） 商店街等のマップ （3） 商店街等の冊子	1 ホームページ完成後は、公共情報の発信に積極的に協力すること。 2 マップや冊子では、作成する地域内の公共施設を積極的に掲載すること。	補助対象事業費の1/3以内	27万円
環境整備事業	次に掲げる事業の実施 （1） リサイクル事業 （2） ごみ減量事業 （3） 環境美化事業 （4） 環境問題キャンペーン （5） 安心して安全な環境の整備に関する事業	事業の成果を、数値で表し報告すること。	補助対象事業費の1/3以内	50万円
地域コミュニティ推進事業	次に掲げる事業の実施 （1） お祭り （2） 文化展	1 事業の対象は、商店街等の買物客に限定せず、地域住民を含めること。	補助対象事業費の1/3以内	27万円

	(3) 講座・講演会 (4) その他のイベント	2 地域コミュニティの推進が 図られる事業であること。		
地域買い物 支援事業	次に掲げる事業の実施 (1) 商品の配送サービス (2) 買物客送迎サービス (3) 出張販売サービス	高齢者や妊婦など、買い物に悩 みを抱えている地域住民を支援 すること。	補助対象事業 費の1/2以 内	250万円
統計調査・ 活性化計画 策定事業	次に掲げる事業の実施 (1) 通行量調査等の統計 調査 (2) 商店街等活性化計画 等の策定	調査内容は、商店街の活性化に 役立つ指標となるもので、結果 を冊子等の成果物で報告するこ と。	補助対象事業 費の1/3以 内	27万円
施設等維持 管理事業	次に掲げる事業の実施 (1) 街路灯などの施設及 び設備の保守・点検の実施 (2) 商店街等の運営のた めの事務所の借上げ	商店街等が設置し、又は購入し、 維持管理している施設・設備の 保守点検等であること。	補助対象事業 費の1/3以 内	27万円
地域資源活 用事業	商店街にある空き店舗等を活 用した次に掲げる事業の実施 (1) チャレンジショップ (2) 観光案内所 (3) ギャラリー (4) 特産物直売所 (5) 子育て支援施設 (6) 高齢者支援施設 (7) その他商店街等活性 化施設	1 商店街等のにぎわいを創出 する事業であること。 2 2年間以上の事業継続が可 能なこと。	補助対象事業 費の1/3以 内 店舗等賃借料 の2/5以内	店舗等賃借 料補助は1 年度当たり 120万円 事業費補助 は150万円
商店街等の 連携による 活性化事業	次に掲げる団体による特色あ る連携事業の実施 (1) 複数の商店街等 (2) 商店街等と地域で活	1 商店街等の魅力が創出され るものであること。 2 連携事業において団体は、 規約等で定めを設けること。	補助対象事業 費の1/2以 内	300万円

	動する団体及び学校等 (3) 商店街等を構成員とする団体			
その他	市長が必要と認める共同事業		補助対象事業費の1/3以内	27万円

備考 補助限度額が50万円に満たない共同事業（ソフト事業）を実施するに当たり、障害者又は高齢者団体に委託して実施した場合は、その事業の限度額を50万円とする。

別表第3（第3条関係）  
 照明施設等の維持管理

補助対象経費	補助対象期間	補助率	補助限度額
照明施設等の電気料	補助を受けようとする年度の前年度の1月から当該年度の12月までの1年分の照明施設等の電気料とする。ただし、1年分を一括払いする場合は、当該年度内	補助対象事業費の1/2以内	1団体につき100万円

別表第4（第3条関係）  
経費

	事業区分	経費区分	経費の内容
1 補助対象 経費	別表第1に掲載 されている事業	①修繕費	施設修繕費、備品修繕費等
		②委託料	測量委託料、設計委託料、システム開発委託料等
		③工事費	施設等の工事費、設備等の設置費等
		④備品購入費	事業に使用する備品の購入費等
	別表第2に掲載 されている事業	①賃金	アルバイト賃金等
		②報償費	講演料、司会者・出演者・警備員等への出演料・謝礼等
		③需用費	消耗品（景品・賞品等）の購入費、チラシ等の印刷費（用紙代を含む。）、燃料費等
		④手数料	チラシの折込み・配達料等
		⑤委託料	イベント委託料、警備委託料、監視委託料、調査委託料等
		⑥賃借料	駐車場・駐輪場の借上料、会場借料、事業用備品のリース料等
		⑦原材料費	材木等の資材購入費、植替え用の球根・花苗・肥料等の購入費等
		⑧備品購入費	事業に使用する備品の購入費等
	2 補助対象 外経費	別表第1及び別 表第2に掲載さ れている事業	①用地費
②旅費			研修旅費等
③需用費			景品代（現金又は商品券を使用する場合）、飲食費（会議賄い、弁当、飲み物、茶菓子代等）等
④接待費			宴会費、祝金、玉串料等
⑤その他			市長が定めるもの

備考

- 1 補助対象事業費は、商店街等が当該事業のために支出した補助対象経費の合計額から当該事業の実施に伴う売上等の収入額を差し引いた額とする。
- 2 商店街等が、国、県その他機関より直接補助金の交付を受ける場合においては、前項の補助対象事業費から当該補助金の受給額を差し引いた額を補助対象事業費とする。